

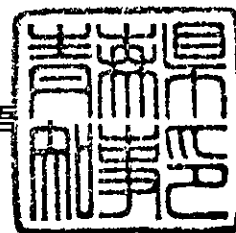


青原立第454号
令和4年3月2日

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」
制定を求める県民の会

共同代表	浅石 紘爾 殿
	阿部 一久 殿
	奥村 榮 殿
	古村 一雄 殿
	平野 了三 殿

青森県知事 三村 申 吾



質問状に対する回答について

2022年2月3日付けで提出のあった公開質問状について、別添のとおり回答します。

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」

制定を求める県民の会に対する回答

〈2022. 3. 2回答〉

1. 2021年10月に閣議決定された第六次エネルギー基本計画で核燃料サイクル推進を基本的方針としていることから引き続き堅持し、着実に進めていくとの大臣の説明に関して、「基本計画の基本的方針」は極めて抽象的であり、具体的にプルトニウム利用計画を年次別、原子炉毎に求め、六ヶ所再処理工場、MOX燃料工場の操業年数及び使用済MOX燃料用再処理工場計画、むつ中間貯蔵施設用、再処理工場計画と将来プルサーマル原発計画数やプルサーマル計画のコスト比較等の具体的計画等を知事は国に求めるべきであったと思うが、知事の認識と今後の対応を問う。

2. 核燃料サイクル政策は1967年（昭和42年）原子力開発利用長期計画決定とエネルギー基本計画等で閣議決定され推進されて来たにもかかわらず、未だ達成、実現していない原因と理由について、知事は国に説明を求めるべきであったと思うが、知事の認識と今後の対応を問う。

答1 昨年11月の萩生田経済産業大臣との面談においては、大臣から、核燃料サイクル政策等に係る国の基本的な考え方について御説明をいただき、国の方針に何ら変わりがないことが確認できました。

2 また、昨今の核燃料サイクル等を取り巻く状況を踏まえ、国民全体の理解促進に向けた取組の強化を要請するとともに、六ヶ所再処理工場から発生する地層処分相当の放射性廃棄物の処分について確認をし、国の責任ある回答をいただいたものと受け止めています。

3 原子力・核燃料サイクル政策については、これまでの立地地域との協力関係や信頼関係を踏まえ、国において、安全確保を第一義に、当面する課題を一つ一つ解決しながら、中長期的に責任をもって進めていただきたいと考えています。

3. 日本原燃をはじめとする原子力事業者に対して、県民の安全、安心の確保に最大限努めていくとの大臣の説明に関して、東京電力、日本原電、関西電力等

の不祥事が依然として続出し、東海再処理工場ガラス固化施設の操業停止等再処理技術が未だ確立されていないこと、六ヶ所再処理工場のレッドセル化した耐震補強対象設備・機器を補修する技術的能力に欠けるため、竣工の見通しが立たない状況にあること等の事業者の信頼性及び再処理工場の安全性の担保を知事は国に求めるべきであったと思うが、知事の認識と今後の対応を問う。

答1 昨年11月の萩生田経済産業大臣との面談においては、大臣から

○六ヶ所再処理工場やMOX燃料工場のしゅん工や操業に向けた準備を官民一体で進める

○日本原燃をはじめとする原子力事業者に対しては、安全審査への対応や対策工事の実施、継続的な技術力の向上に全力で取り組むよう指導し、安全確保を最優先として、県民の安全・安心の確保に最大限努めていく

旨の発言がありました。

2 県としては、原子力施設については、何よりも安全の確保が第一であり、事業者が新規制基準への適合に万全を期し、原子力規制委員会による安全性の確認を受けることが前提であると考えており、引き続き、国及び事業者に対し、県民の安全・安心の確保に向けた対応が十分に取られるよう求めています。

4. 高レベル放射性廃棄物の最終処分については、引き続き国が前面に立って、全国の対話活動に取り組むとの大臣の説明に関して、安全審査基準等の法整備スケジュール及び、最終処分場操業までの具体的スケジュール並びに最終処分場が遅くとも、2045年4月25日までには操業するとの明確かつ具体的な担保を知事は国に求めるべきであったと思うが、各々の見通し及び担保について知事の認識と対応を問う。

5. 青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしないとの約束を引き続き遵守するとの大臣の説明に関して、本県を最終処分地にしない約束は、本県に一時貯蔵されているガラス固化体を遅くとも2045年4月25日までに「搬出」するとの事業者の約束が履行されることであり、国として事業者が約束を履行するよう指導するとしているが「指導」ではなく、国として「搬出」に主体的に「責任」を果たすよう知事は国に求めるべきであったと思うが、知事の認識と対応を問う。

答1 高レベル放射性廃棄物については、あくまでも一時貯蔵を前提として、原子燃料サイクル施設の立地協力要請を受諾したものであり、貯蔵管理期間終了時点での搬出については、安全協定において規定されているほか、各電力会社からも「貯蔵管理期間終了時点までに、確実に青森県外に搬出する」とした確約を得ています。さらに、事業者に対する貯蔵管理期間遵守に関する国の指導も示されています。

2 昨年11月の萩生田経済産業大臣との面談においては、大臣から、

○高レベル放射性廃棄物の最終処分については、北海道の二自治体に加え、複数の地域で文献調査を実施できるよう、引き続き、国が前面に立って、全国での対話活動に取り組んでいく

○青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしないとの約束を引き続き遵守する

旨の発言があったところです。

3 県としては、最終処分地の早期選定に向け、国が前面に立って、不退転の決意で取組を加速させていただきたいと考えています。

6. 知事は、大臣に対して「核燃料サイクルについて、国民全体の理解と信頼をまだ十分得ていないと感じている」と要請しているが、知事は「国民全体の理解と信頼を得られない原因をどう捉え、どのような状況になれば理解と信頼を得られたと判断するのか、知事の見解について問う。

答1 昨年11月の萩生田経済産業大臣との面談においては、核燃料サイクルは、国民全体が享受してきた原子力発電に伴うエネルギー資源を有効活用するものであるにもかかわらず、立地地域だけの問題にされがちであることから、核燃料サイクル政策を進めていくための国民全体の理解と信頼が、未だ十分とは言えないと感じていることから核燃料サイクル政策等への国民の理解促進に向けた取組の強化を要請したものです。

2 この要請に対し、大臣からは、

○原子力・核燃料サイクル政策については、広く国民の理解と信頼を得ていくことが極めて重要と考えている

○原子力・核燃料サイクル政策について、国が前面に立って、位置付けや意義・必

要性等を丁寧に説明するなど、理解確保に向けた取組を強化し、国民の信頼確保に全力で努めていく旨の発言がありました。

7. 六ヶ所再処理工場が操業を開始することになれば、新たな高レベル放射性廃棄物と地層処分相当の低レベル放射性廃棄物が発生することについて、これら廃棄物についても青森県を最終処分地にしないことを改めて大臣に確認していることに関して、現時点で、操業開始を前提とした「操業ありき」の知事発言は、県民に誤解と不安を与え、容認できないと考えるが、知事の見解について問う。

答 昨年11月の萩生田経済産業大臣との面談においては、今後、六ヶ所再処理工場が操業を開始することになれば、新たな高レベル放射性廃棄物と地層処分相当の低レベル放射性廃棄物が発生することとなり、県議会においてこれに対する指摘もされていることから、本県を最終処分地にしないということを改めて確認したものです。

8. 又、同廃棄物問題の不安解消対策は、国において法律で、本県を最終処分地としないことと、一時保管期間を明示することであり、知事は国に求めるべきであったと思うが知事の見解と対応について問う。

答 質問4及び5にお答えしたとおりです。

9. 更に、六ヶ所再処理工場操業には、県、六ヶ所と事業との「安全協定」締結が必要であり、知事は事前に県民の意見を把握すべきであることから、安全協定締結に向けた知事の考え方、手続手順等について検討し、あるいは既に整理されているのか、知事の見解について問う。

答 安全協定については、本格操業の前には締結する必要があると考えていますが、今後も、設工認に係る審査対応や安全対策工事などが控えていることから、先ずは、国及び事業者の対応状況を注視していきます。

10. 県及び国、NUMOが出席する高レベル放射性廃棄物最終処分地選定に関する説明及び意見交換会の実現。

答 高レベル放射性廃棄物の最終処分事業を進める国及びその実施主体であるNUMOが行う「高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する対話型全国説明会」が、本県においても開催されてきているところです。

11. 核燃料サイクル政策及び一時貯蔵されている高レベル放射性廃棄物の搬出に関して、県民への説明及び意見交換の実施。

(現在の要請、公開質問状の形式では県民の理解と信頼、協力を得る政策にならない)

12. 核燃料サイクル政策及び放射性廃棄物(高、低レベルを問わず)の最終処分地に関する県民意識調査の実施について。

(県民意識を正確に把握することが必要である)

答 県では核燃料サイクル等について、マスメディアを活用した広報、パンフレット等の配布、県内外の施設見学会の開催などにより、県民に対する情報提供に努めるとともに、県内各地での意見交換会の開催など、県民との直接的な対話等を通じ、県民から幅広く御意見を伺っているところです。

13. 核燃料サイクル政策の青森県への将来の影響、予測をメリット・デメリット両面から取りまとめ、県民に説明すること。

(将来の人口予測が公表されているように、核燃料サイクル施設及び放射性廃棄物等の将来動向予測を県民に示す必要がある)

答1 エネルギー資源に乏しい我が国においては、エネルギーの安定供給、地球温暖化への対応、国家安全保障等の観点から、一貫して原子力発電および核燃料サイクルの推進を基本政策としてきています。本県は、この政策が我が国を支える重要な政策であり、確固たる国家戦略であるとの認識の下、安全確保を第一義に、地域振興に寄与することを前提として原子力施設の立地に協力してきたところです。

2 県としては、原子力・核燃料サイクル政策については、国において、これまでの立地地域との協力関係や信頼関係を踏まえつつ、国が前面に立って、その位置付けや意義、必要性等を丁寧に説明するなど、国民全体の理解促進に向けた取組を強化しながら、中長期的に責任をもって取り組んでいただくよう、引き続き求めていきます。